

## 令和7年度10月定例委員会

○ 日時：令和7年10月30日(木) 9:00～(議事)

○ 場所：梶原町役場2階 議場(大会議室1)

出席：農業委員 中平紀善・上田和弘・谷川恵美・中岡勝寿・押川収一  
推進委員 久岡健市・岡林勝・中平勝也・高橋亀一郎・川上厚志  
事務局 大川事務局長・那須係長・宮岡慎太郎・中平知砂  
欠席 なし

事務局	皆さんおはようございます。定刻より少し早めですが、全員の方が出席となりましたので、只今から10月の定例会を始めさせていただきます。 中平会長、ご挨拶のほどよろしく願いいたします。
中平会長	皆さんおはようございます。 本日は、ご多用の所、ご出席を頂きまして、10月の定例会が開催されます事を厚くお礼申し上げます。 早いもので10月も残り1日となりました。 暑かった夏も過ぎ秋の気配が感じられます。 管内の米刈もほぼ終了している状況ですが、先日、越知面地区で稲刈りが行われこれが最後の米刈だと思いました。 本日は1件の議案を提出させて頂いておりますが、慎重審議頂く事を願いまして開会の挨拶とさせていただきます。 それでは本日の議事録署名員につきましては、上田委員と谷川委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。 それでは、第1号議案 非農地証明願いにつきまして、事務局より説明を求めます。
事務局	第1号議案 非農地証明願い  申請人： 申請地： 地目： 面積：  今回、今までにない案件となっておりますが、町から非農地証明願いが提出されております。 当該地が非農地になった時期及び事由等について、平成6年、寄付により町有

地になり、そこから耕作をしておりません。

まず、場所の確認ですが6ページ目に記載をしておりますが、●●が●●の集会所になります。

その前の道を下りたすぐの農地になります。

こちらの農地について、非農地証明願いを提出した経緯について説明をさせていただきます。

本年4月に●●の方で「千枚田ふるさと会集落営農組織」が設立しました。

千枚田の保全や、オーナー制度の再建に向けて動いていく組織となっており●●の住民が構成員になっている組織です。

その組織の共有機械（コンバインや草刈り機など）の格納庫が集会所横にあるのですが、機械の数が増え収納できない状態になっているため、県の事業を活用し、農機の格納庫を建設するようになっております。

その建設予定地がこちらの●●になっております。

本来、町有地ということもあり町発注の工事であれば、農業委員会にかけず転用をすることができるのですが、今回の建設工事について、土地造成は町で行い、建物は集落営農組織が受注者となり工事を行うものとなっております、本来であれば転用が必要になる案件となっております。

しかし、今回は農業を行っておらず今後も町有地として耕作を行う予定がありませんので、非農地証明により農地以外の地目に変更し、●●に土地を貸し出すという流れになり、非農地証明願いの提出に至っております。

1点問題がありまして現在、土地造成に向け工事発注準備をしておりましたが、集落と役場の間で行き違いがありまして、集落から建設業者にもうやってほしいという連絡を入れたようで、工事に着手しているような状態となっております。

8ページの上部の写真になります。

現地確認の際にはこちらの状況になっておりました。

こちらは、●●の方から道の相談があり発覚したものになります。

下部に本年6月に撮影をしたものを載せております。

管理はされていない状態になっております。

9ページ目に非農地証明願調査書をつけております。

今回の対象農地については10年以上の自然荒廃をした土地になっているという点から非農地の判断をしております。

現地確認は、中岡委員と高橋推進委員に行っていただいております。

現場でもお話いたしました。判断が難しいということ、また町有地で町の発注で敷地造成であれば、もともと農業委員会にかけなくてもよいのではないか、又は農機具倉庫であるため農地法3条の貸借でもよいのではないかというお話をいただいております。

	<p>確認後、役場の登記担当と協議を行いました。やはり、何もない状態では登記を変えることができない。</p> <p>非農地証明をもって地目変更をした方がよいとの回答をいただきまして、今回非農地証明願いの提出に至っております。</p> <p>以上、少々特殊な案件でございますが、審議をお願いいたします。</p> <p>現地確認は中岡委員さん、高橋推進委員さんに行っていただいておりますが、何か意見はございますか。</p>
中岡委員	難しい案件ではありますね。
高橋推進委員	農地パトロールの巡回時にこの土地見たことがないが、梶原町の名義の土地でも判断しますか。
事務局	登記と現況が同じなので、パトロールの対象農地ではありますね。
押川委員	今回の案件は寄付で町が譲り受けていますが、この場合3条許可の申請は必要ないですか。
事務局	寄付なので、必要はないです。
中平会長	今後、倉庫を建てる予定ですが登記などはどうなりますか。 町が譲るのですか。
事務局	名義は町のままで、地目は宅地に変更すると思いますが町と神在居部落で貸借を取る形になると思います。
中平会長	他に皆さん方でご意見はございませんか。 今までにない案件ですので慎重にご審議をお願いしたいと思いますが何かありませんか。 無いようですので第1号議案の非農地証明願いについてご承認頂ける方の挙手をお願いします。全員挙手です。 つづきましてその他の件につきまして事務局より説明を求めます。
事務局	その他の件ですが公務員等の地位利用による選挙運動の禁止について説明いたします。公職選挙法第136条の2の説明をする。
中平会長	ご承知の様に町長選挙が近づいております。 只今、ご説明が有った様に、該当する活動は避けて頂きたいと思ひますし、ご協力のほどお願いいたします。他に皆さんの方で何かありませんか。 ないようでしたら来月の日程を決めさせていただきます。
事務局	11月の定例会の日程を決めさせていただきます。 次回は28日(金曜日)午前9時からお願いします。 ありがとうございました。
中平会長	他にありませんか。 無いようですので、以上を持ちまして本日の定例会を終了とさせていただきます。

これから寒くなって寒暖の差が厳しくなってきます。  
体調管理に気をつけて頂きますようお願い申し上げます。  
ありがとうございました。

議事録署名員

Σ田 和弘

谷川 寛美